

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山県市長

## 公表日

令和7年6月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園等での幼児教育と保育園等での保育が必要な子どもに対し、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設を利用するため必要な子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定を行い、利用者負担額の決定・徴収等を行う。児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用する子どもに対し、施設等利用給付認定を行い、施設等利用費の支給を行う。子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付を行う。</p> <p>① 教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。</p> <p>② 施設等利用給付認定申請の受付 施設等利用給付認定申請書を受付する。</p> <p>③ 申請書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、照会及び審査する。</p> <p>④ 支給認定証の交付 認定要件を満たす場合には、支給認定証を交付する。</p> <p>⑤ 利用者負担額の算定及び通知 利用者負担額の算定に必要な情報を照会し、額を決定・通知する。</p> <p>⑥ 施設等利用費の支給、施設等利用費を決定し、通知及び支給する。</p> <p>⑦ 利用者負担額の賦課・徴収、副食費の徴収免除の確定</p> <p>(1) 利用者負担額を賦課</p> <p>(2) 副食費を徴収</p> <p>(3) 利用者負担額を徴収する口座を登録、金融機関へ振替の依頼</p> <p>(4) 保護者宛てに納入通知書を送付</p> <p>(5) 納付が行われないものについて督促状を送付</p> <p>(6) 督促後、納付されないものについて催告通知を送付</p> <p>(8) 特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、①から⑦の以下の事務に使用している</p> <p>(9) マイナポータルお知らせ機能での通知</p> <p>(10) 支給に当たり、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p> <p>(11) 妊婦のための支援給付に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照合・連携を行ふ</p>
③システムの名称	子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

子ども子育て支援情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表9、127の項
--------	---------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

## 6. 他の評価実施機関

なし
----

□ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 付添い個人情報の開示・訂正・削除請求

請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
-----	-------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
-----	-------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」により示された留意事項等を遵守している。

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

情報提供ネットワークシステムを通じ、利用できる事務へのアクセス権限を担当のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスとなるため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	II ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(略) ①教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。 ②施設等利用給付認定申請の受付 施設等利用給付認定申請書を受付する。 ③申請書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、照会及び審査する。 ④支給認定証の交付 認定要件を満たす場合には、支給認定証を交付する。 ⑤利用者負担額の算定及び通知 利用者負担額の算定に必要な情報を照会し、額を決定・通知する。 ⑥施設等利用費の支給、施設等利用費を決定し、通知及び支給する。 ⑦利用者負担額の賦課・徴収、副食費の徴収免除の確定 (1)～(6) (略) ⑧特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、①から⑦の以下の事務に使用している ⑨マイナポータルお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(略) ①教育・保育給付認定申請の受付 教育・保育給付認定申請書受付(サービス検索・電子申請機能での受付を含む)と必要書類を受付する。 ②施設等利用給付認定申請の受付 施設等利用給付認定申請書を受付する。 ③申請書類の確認・審査 申請書類の内容を確認し、照会及び審査する。 ④支給認定証の交付 認定要件を満たす場合には、支給認定証を交付する。 ⑤利用者負担額の算定及び通知 利用者負担額の算定に必要な情報を照会し、額を決定・通知する。 ⑥施設等利用費の支給、施設等利用費を決定し、通知及び支給する。 ⑦利用者負担額の賦課・徴収、副食費の徴収免除の確定 (1)～(6) (略) ⑧特定個人情報ファイル 本業務における特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法、その他関連する法律及び条例の規定に従い、①から⑦の以下の事務に使用している ⑨マイナポータルお知らせ機能での通知 ⑩支給に当たり、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う	事後	情報ファイルの追加による
令和4年12月28日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番8,94	番号法第9条第1項、別表第一項番8、94、101	事後	情報ファイルの追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番13、116	番号法第19条第8号 別表第二項番13、116、121	事後	情報ファイルの追加による
令和5年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番8、94、101	番号法第9条第1項、別表9、127の項	事後	
令和6年12月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番13、116、121	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、155の項	事後	
令和6年12月1日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和6年12月1日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	②事務の概要	—	⑪妊婦のための支援給付に関する事務 等追加	事後	